

実地研修の実施先について、令和6年3月8日に厚生労働省社会・援護局長より各都道府県へ「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」の一部改正の通知がありました。

現行

「実地研修は登録喀痰吸引等事業者となる事業所、施設等で行うことが望ましく、医療機関において実地研修を実施する場合でも、対象者の状態が比較的安定している介護療養病床や重症心身障害児施設等において研修を行うことが適当であること。」
から

「実地研修は登録喀痰吸引等事業者となる事業所、施設等で行うことが望ましく、医療機関において実地研修を実施する際は、対象者の状態が比較的安定している場合において行うことが適当であること。」
となりました。